

証券化から生じる残余持分による金融機関の倒産 —— 粉飾・詐欺と嘘の心理学の視点から ——

Bankruptcies Caused by Securitisation Residual Interests: Window Dressing, Fraud and the Psychology of Lies

ロアン・コーマン
Roanne Coman

要 約

国際社会において、金融機関の倒産は多大な問題であり、証券化市場においても避けられないものとなってきた。証券化技術は、オフバランス資金調達手段またはリスク管理技法として活用されており、米国を中心に世界中に広まりつつある。しかし、1999年から2001年の間に、証券化から生じる残余持分が原因となり、米国では3行の小規模金融機関が倒産に至った。本稿では、証券化および残余持分を説明した上、その会計処理が金融機関の倒産にどのような影響を及ぼしたかを検討する。また、嘘の心理学を用いて倒産に伴う粉飾や詐欺に関する理解を深め、ディスクロージャーを求めることで、残余持分の会計処理を改善できることを論じる。

キーワード：証券化、残余持分、倒産、粉飾、詐欺、嘘の心理学

はじめに

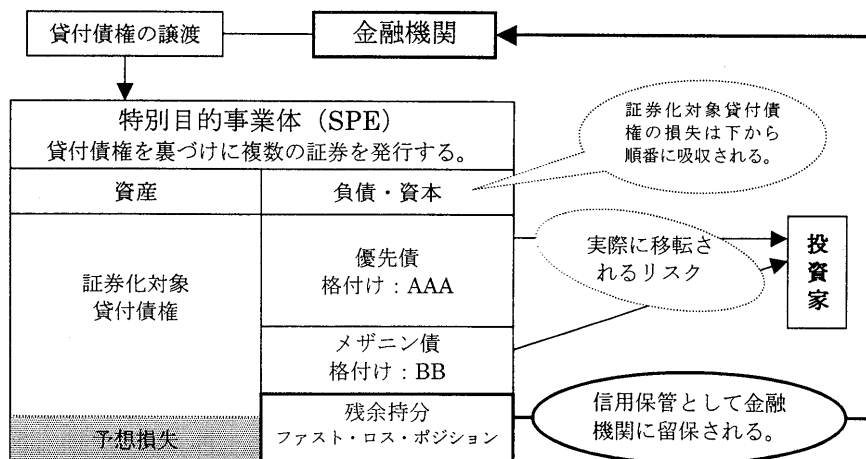
世界各地の新聞で企業における粉飾、詐欺、倒産に関する記事が紙面を賑わせており、証券化市場においても避けられないものとなってきた。1999年から証券化の残余持分が原因となり、米国では3行の小規模金融機関が倒産に至った。証券化では、金融機関は貸付債権を特別目的事業体（以下「SPE」と記す）に譲渡し、SPEはその貸付債権を裏付けに複数の証券を投資家に販売する。これらの証券の格付けを高めるために、残余

持分は他の証券に先立って貸付債権の損失を吸収する。本稿では、証券化および残余持分を説明した上、その会計処理が金融機関の倒産に影響を及ぼしたか否かを確認する。嘘の心理学を踏まえ、ディスクロージャーを求めることで、残余持分の会計処理を改善できることを論じる。

I 残余持分と粉飾誘惑型会計処理

証券化において、金融機関は貸付債権をSPEに譲渡し、SPEはその貸付債権を裏付けにリスク

図表-1 貸付債権証券化の仕組み



とリターンの異なる証券に小口化し、投資家に販売する。SPEが発行する証券の信用力を向上させ、投資商品としての魅力を高めるために、優先劣後構造などの信用補完が活用される。図表-1のとおり、優先劣後構造による信用補完では、残余持分(residual interests)が最もリスクを吸収し、販売に不向きな商品であるため、金融機関に留保される場合が多い。したがって、リスクの観点から考えれば、実際に残余持分を越えるリスクしか投資家に移転されておらず、金融機関にとって証券化前後におけるリスク構造がほとんど変わっていない可能性がある(茂木, 2004, 31頁)。

証券化が世界中に広がるにつれ、対応する複数の会計アプローチ¹⁾が提唱されているが、米国で採用されている財務構成要素アプローチを導入している会計基準設定主体が増えつつある。このアプローチでは、貸付債権を譲渡した際、各構成要素に分解し、支配が移転している構成要素を認識

中止する一方、支配を留保している構成要素を継続して認識する。図表-2aと2bのとおり、貸付債権の譲渡部分と留保部分の公正価値割合により、譲渡原価、売却損益および残余持分の計上価額を算出する。残余持分が期限前償還リスクに晒されている場合、各決算日に公正価値を再評価し、残余持分の保有目的により、その評価差額を当期損益に計上、もしくは資本直入する。

公正価値とは、市場において形成されている価格であるが、活発な市場が存在しない場合には、類似の金融商品の価格または価格付けモデルを用い、公正価値を見積もることになる(SFAS 140, paras. 68-70)。残余持分に関する活発な市場が存在しないため、市場における引合価格を観察するのが困難であり、多くの場合モデルにより、その公正価値を見積もらざるを得ない。その際、証券化対象貸付債権のデフォルトや期限前償還などのリスク要因を考慮しなければならないが、これら

図表-2a 金融資産の認識中止の会計処理

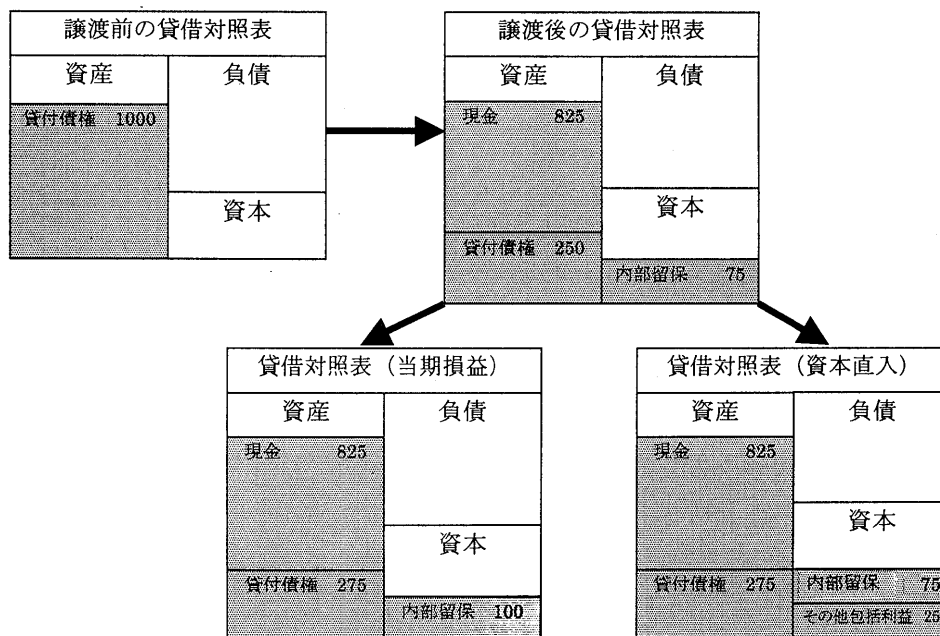
会計基準
Statement of Financial Accounting Standard No. 115 (SFAS 115): Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities Statement of Accounting Standard No. 125 (SFAS 125): Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities Statement of Financial Accounting Standard No. 140 (SFAS 140): Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities — a replacement of FASB Statement No. 125
認識の中止要件
金融資産(またはその一部)を譲渡した際に譲渡人はその支配を放棄し、残余持分以外の対価を獲得する分ほど売却処理を行うことができる。金融資産を譲渡してから、譲渡人は貸借対照表で譲渡資産に伴う残余持分を継続して認識する(SFAS 125またはSFAS 140, paras. 9 & 10(a))。
認識の中止に伴う会計処理手順
売却処理が認められている資産に関して、譲渡人は①その資産を認識中止し、②受け取った対価としての資産・負債を公正価値で認識し、③売却損益を認識する(SFAS 125またはSFAS 140, para. 11)。
認識の中止に伴う公正価値の算出
金融資産の譲渡時における計上価額を譲渡部分および残余持分の公正価値の比率により按分し、それぞれの部分に配分する(SFAS 125またはSFAS 140, para. 10(b))。
計算式
$\text{残余持分} = \text{金融資産の譲渡直前の簿価} \times \frac{\text{残余部分の公正価値}}{\text{金融資産の譲渡直前の公正価値}}$ $\text{譲渡金額} = \text{譲渡に伴う入金額} + \text{新たな資産の公正価値} - \text{新たな負債の公正価値}$ $\text{譲渡原価} = \text{金融資産の譲渡直前の簿価} \times \frac{\text{譲渡部分の公正価値}}{\text{金融資産の譲渡直前の公正価値}}$ $\text{売却損益} = \text{譲渡金額} - \text{譲渡原価}$
残余持分の事後測定
期限前償還リスクに晒されている残余持分はSFAS 115における「売却可能有価証券」または「売買目的有価証券」として処理する(SFAS 125またはSFAS 140, para. 14)。売買目的有価証券は短期間以内に売却するために保有する有価証券であり、売却可能有価証券は売買目的有価証券以外の証券である(SFAS 115, para. 12)。売買目的有価証券および売却可能有価証券は公正価値で評価される。その評価差額は売買目的有価証券の場合、当期損益に計上される一方、売却可能有価証券の場合、資本直入される(SFAS 115, para. 12-13)。

のリスク要因は市場金利をはじめ、様々な経済要因に反応することで、激しく変動し、予想可能な要因と不可能な要因から形成されている (Tanoue, 2000)。当然、モデルの仮定等が不適切

な場合、算出された公正価値に信頼性がない。また、井端 (2002, 13頁) が提唱している図表-3 の粉飾法則を考慮すれば、価格変動が激しい残余持分は粉飾しやすい科目である。

図表-2b 金融資産の認識中止の数値例

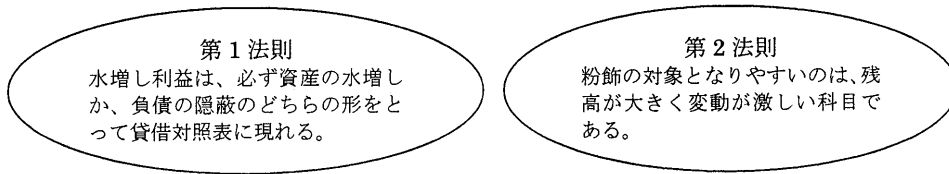
譲渡時					
A 行は、公正価値1100、簿価1000の貸付債権の4分の3を譲渡し、825の現金を受け取った。					
公正価値の算出			譲渡損益の算出		
	公正価値	公正価値の割合	計上価額の配分	受け取り対価	825
売却部分	825	0.75	750	売却部分の計上価額	750
留保部分	275	0.25	250	売却益	75
証券化は資金調達手段のひとつであるため、損益はその資産全体を公正価値で売却した場合の損益（ここでは100）を超えないであろう。超える場合には、残余持分のリスクを十分把握していない可能性がある (SFAS 140, para. 59)。					
仕訳					
現金	825		貸付債権	750	
			売却益	75	
事後測定					
A 行の残余持分は、期限前償還リスクに晒されており、期末の公正価値は275で、評価益が25である。					
評価益を当期損益に計上する場合の仕訳					
残余持分	25		利益	25	
評価益を資本直入する場合の仕訳					
残余持分	25		その他包括利益	25	



公正価値評価する際に用いられる仮定が甘ければ、甘いほど資産額および当期利益（内部留保）または資本が増加する。

1) 詳細は、JWG (2000), 宮田 (2004), 茂木 (2004) を参照。

図表-3 粉飾の法則



II 倒産に伴う財務諸表のメイクアップ

1999年から2001年の間に証券化の残余持分が原因となり、米国では3行の金融機関が倒産に至った。以下では、これらの金融機関の倒産を、貸借対照表の資産を着飾る「化粧型粉飾」と貸借対照表を变形させる「整形型粉飾」に分け、会計処理がどの程度倒産に影響を及ぼしたかを確認する。

II-1 化粧型粉飾

Pacific Thrift and Loan Company (以下「PTL」と記す)は産業ローン会社で、1988年にPresidential Management (以下「PM」と記す)の100%子会社であるPresidential Mortgage Companyの100%子会社として設立された。1994年にPresidential Mortgage Companyは、PacificAmerica Mortgage Corporation、そして1996年にPacificAmerica Money Center (以下「PAMM」と記す)に再編成され、PAMMはPTLの親会社となった (Office of Inspector General, 2000(a), p. 5)。

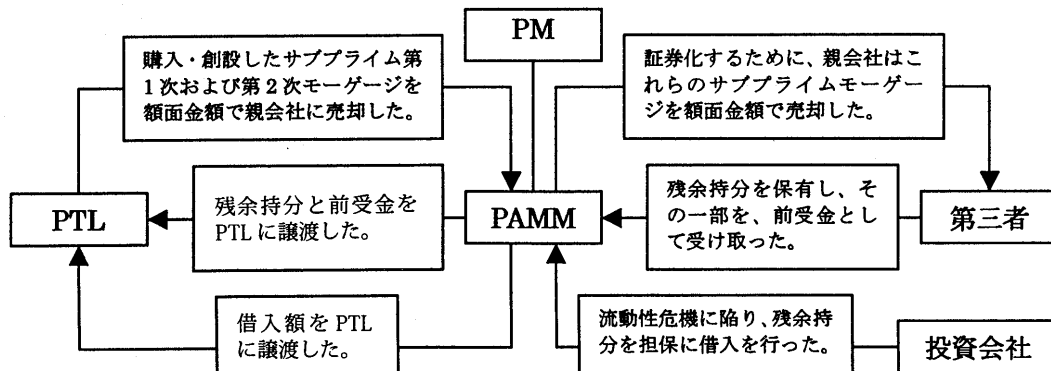
1993年にPTLの経営者が変わり、一般の貸付債権より信用リスクが極めて高いサブプライム貸付の証券化を中心とする拡大戦略を導入した。この戦略では、PTLは証券化を目的に創設、購入

した貸付債権を額面金額以上の価格で売却し、その対価を現金で受け取った。しかし、1997年に財務構成要素アプローチが施行され、PTLの証券化活動は図表-4のように改正された (Office of Inspector General, 2000(a), pp. 4 & 13)。

すなわち、PTLは貸付債権をPAMMに売却し、PAMMはその貸付債権を証券化のため第三者に額面金額を超える価格で売却し、額面金額は現金で受け取り、残りの対価は残余持分²⁾として留保し、1997年末までに資産が71%、資本が115%増加した。残余持分は、短期的に収益を生み出さないものである一方、PTLは証券化活動を継続するために貸付債権を創設、購入する現金が必要であったため、残余持分の一部を前受金として受け取った。残余持分から生じる収益は、これらの前受金の返済後にPAMMおよびPLTに配分されるような仕組みになっていた (Officer of Inspector General, 2000(a), pp. 12 & 21)。

1998年にアジア危機が発生し、2次市場におけるサブプライム貸付の需要が下落し、PTLは成長率を維持できず、PAMMに対する多額の運営費支払いが困難となり、PTLおよびPAMMが流動性危機に陥り、PAMMは、図表-4のように

図表-4 PTLの証券化の仕組み



(Office of Inspector General, 2000(a), pp. 12 & 17をもとに作成)

2) サブプライム貸付は、リスクが高いため、残余持分が吸収するリスクが大きく、その価値がほとんどないものである。

残余持分を担保にさらに借入を行った。そして、1999年11月19日に PAMM および PTL は倒産に至った。倒産時における PTL の総資産額が1.2億ドルで、回収不可能と予想された残余持分はその約 3 分の 1 を占めていた (Office of General Inspector, 2000(a), pp. 7, 9, 13, 17, 19, 20 & 22)。

この他、1988 年に Pritzker and Dworman Interests が獲得した Superior Bank (以下「SB」と記す) も PTL と類似の経営戦略を採用していた。SB は、Pritzker and Dworman Interests がそれぞれ持分の50%を保有する Coast-to-Coast Financial Corporation の子会社であった。1993年からサブプライム貸付の証券化を中心とする成長戦略を導入し、貸付債権の成長率に連動した報酬体系により、1993年から2001年にかけて総資産が9.74億ドルから23億ドルまで急拡大し、証券化により留保していた残余持分は図表-5のように急増した。2001年7月21日に SB が倒産した際、これらの残余持分のほとんどが回収不可能と判断さ

れた (Office of Inspector General, 2002, pp. 4-5)。

PTL および SB の倒産時における残余持分の計上価額とその回収不可能額を比較すると、上記の粉飾法則どおり、証券化による利益を水増しするために残余持分が過大計上されていた。言い換えれば、貸借対照表の本来の姿が圧化粧で隠されているような状態にあった。倒産後、残余持分の公正価値評価で活用された非常に楽観的な仮定および財務構成要素アプローチが規制当局に強く批判された (Office of Inspector General, 2002, pp. 4-5; Office of Inspector General, 2000(b), pp. 1-2)。証券化のみならず、金融商品会計においては、各決算日に金融商品の公正価値を見積もり、その評価差額を当期損益に計上するのが理想である一方、残余持分のように活発な市場が存在しない場合には、公正価値の信頼性を如何に確保するかが最大の問題であり、これらの倒産事件はこの問題を顕在化している。

図表-5 SB の残余持分の急増

年度	残余持分	残余持分対有形資本
1992	\$ 0	0%
1993	\$ 1,840万	33%
1994	\$ 3,710万	72%
1995	\$ 8,000万	122%
1996	\$ 1億5,520万	149%
1997	\$ 2億9,230万	203%
1998	\$ 4億7,040万	233%
1999	\$ 7億1,870万	268%
2000	\$ 9億9,690万	352%

自己資本 \$ 1 当たり、\$ 3.52 の賭けをしていた。

(Office of Inspector General, 2002, p. 13)

II-2 整形型粉飾

First National Bank of Keystone (以下「FNBK」と記す) は、人口600人の小さな町の金融機関であった。1980年に社長に就任した McConnell は、小さな金融機関を大きくする夢を持ち、1992年にサブプライム貸付の証券化を中心とする投資戦略を導入し、その残余持分を留保していた。1993年末から証券化対象資産を拡大し、1997年に担保価値を超える HLTV (high loan-to-value) 貸付の証券化も開発した。1999年までの7年間で20回にわたり対象資産合計26億ドルの大規模な証券化を实

行し、この証券化活動により、FNBK の総資産は1.07億ドルから11億ドルまで拡大し、利益率も全国の地銀の上位に位置していた (Engen, 2001; Jamerson, 2002; Office of Inspector General, 2000(b), pp. 1-2)。

FNBK の証券化活動は規制当局である通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency, 以下「OCC」と記す) の目を引くところとなったが、OCC の現場調査の際、FNBK の経営者はトラック3台 (400箱) 分の資料およびマイクロフィルムを自宅の庭に埋める等、調査を妨害するため

のあらゆる努力を行った (Office of Inspector General, 2000(b), pp. 6-7; U.S. Department of Justice, 2001)。

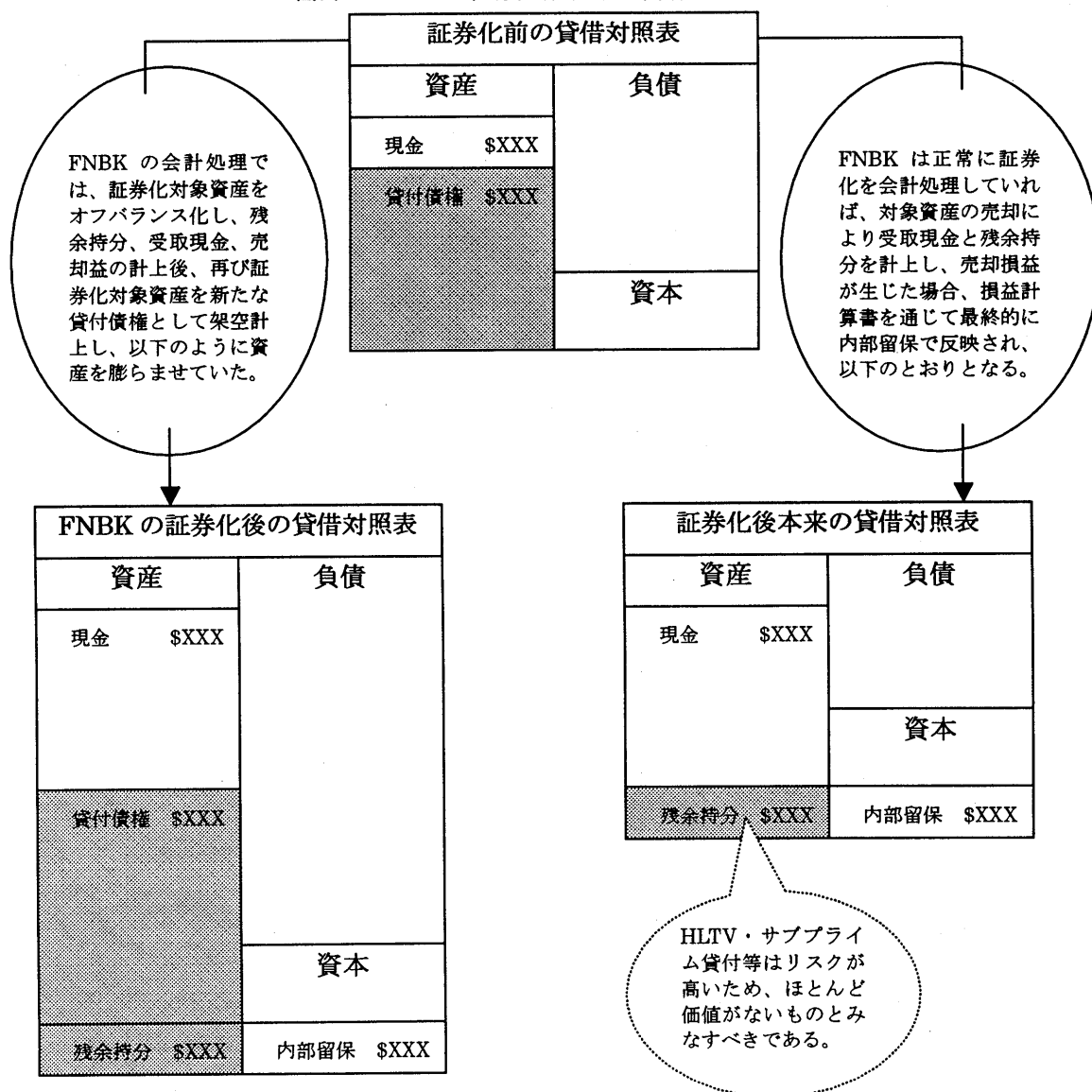
1999年6月21日に行われた現場調査では、OCC および連邦預金保険公社は FNBK の証券化対象貸付債権を回収していた会社および FNBK の貸付債権残高に矛盾を発見した。その原因を調べた結果、**図表-6**のように、FNBK は証券化によりオフバランス化した貸付債権を再び自らの資産として認識させ、5.53億ドルの貸付債権残高のうち、5.15億ドルを架空計上していた (Office of Inspector General, 2000(b), p. 4)。

1999年9月1日の倒産当時、PTL および SB と

同様に FNBK が計上していた、3.8億ドルの残余持分のうち3.4億ドルから3.7億ドルが回収不可能であると判断された (Tanoue, 2000)。倒産後の調べで、FNBK の倒産原因が経営者による大規模な詐欺であることが明らかとなり、裁判で経営者は「当行の証券化活動は急拡大し、直ぐに制御できなくなった。そのため、帳簿を粉飾したり、受け取るべきではない手数料を受け取ったりした」と証言した (Jamerson, 2002)。

したがって、FNBK も PTL および SB のように粉飾法則どおり証券化による損失を隠し、利益を水増しするため、資産を膨らましていたが、残余持分の残高を膨らますだけでは間に合わず、大量

図表-6 FNBK の証券化活動に伴う貸借対照表の整形



(Office of Inspector General, 2000(b), p. 4に基づき作成)

に貸付債権を架空計上していた。それは、圧化粧品でも隠し切れず、まるで整形まで行っているように貸借対照表の本来の姿が変えられていた。これらの水増し資産のうち、貸付債権の架空計上は財務構成要素アプローチに起因する問題ではなく、違法行為であるが、残余持分の過大評価はPTLおよびSBにおける問題と同様に財務構成要素アプローチおよび公正価値評価から生じたものである。

Ⅲ 倒産への対応策と嘘の心理学

これらの金融機関の倒産における共通点は、ハイリスクのあるサブプライム貸付等の証券化を中心とする経営戦略である。証券化は、リスク管理技法または資金調達手段のひとつであるため、正常なマーケットでは、高い利益を獲得することが不可能である。また、サブプライム貸付等のようにオリジネーターは証券化以外の方法により当該貸付債権を売却できないにもかかわらず、高い利益を計上していれば、当該取引を正確に理解していないのか、ミスプライシングしているのか、という証拠である (Davidson et al., 2003, pp. 18-19)。

したがって、これらの金融機関の倒産を促した最大の要因は経営戦略にある。要するに、経営者には、証券化対象貸付債権および引き受けた残余持分に内包するリスクを理解、管理する能力が不足していた。さらに、経営者は残余持分の公正価値を見積もる能力も不足していたと考えられる。失敗した経営戦略を隠すために、簡単に資産を膨らまし、利益または資本を水増しでき、そして会計監査人にとって不正を見抜きにくい勘定科目を粉飾することは、経営者にとってかなりの誘惑であろう。

このような粉飾および詐欺事件への対応策として会計基準の強化および会計監査人の責任の強化という措置がとられる。例えば、2000年にエンロン社が非連結SPEを悪用し、倒産した際に米国財務会計基準審議会はSPEに関する連結要件を強化する会計基準³⁾を導入した。また、青木(2003年, 9頁)は、FNBKおよびPTLにおける会計監査および銀行検査の質の低さについて指摘

しており、会計監査人の責任強化および銀行検査手続きの改善が必要であると勧告した。

会計基準が有効でなくなった場合には、もちろんその改正が望ましい。また、会計監査人がその立場に伴う責任を負わない場合には、注意する必要がある。しかし、このような対応策は、真面目に会計基準を適用する企業および慎重に会計監査を行う会計監査人の行動を必要以上に制約してしまいインノベーションを抑制する恐れがある (Schwarcz, 2002)。また、化粧品型粉飾について、残余持分のように活発な市場が存在しない場合、粉飾か否かはっきりと判断を下せず、必ずしも経営者に粉飾をしている意識があるとは言えず、会計監査人は厳密に監査を行っていないとも言えない。これに対し、整形型粉飾は、意図的なものであり、1938年に起きたMcKesson Robbins詐欺事件以来、詐欺は簡単に会計監査人に発見できるものではない上、詐欺発見は会計監査人の主要な役割ではないと考えられている (Kranacher & Stein, 2004)⁴⁾。

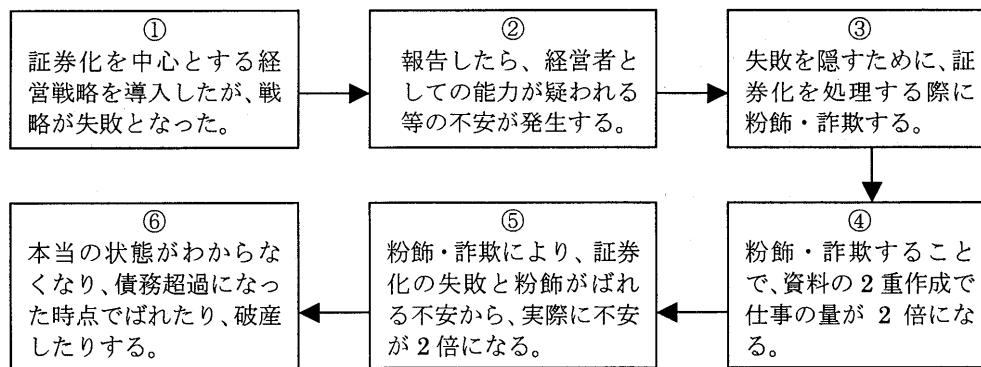
詐欺、非倫理的行動や倒産事件は様々な観点から研究されている。その代表例として、景気循環と詐欺の関係をモデル化したPovel et al. (2004)、プロスペクト理論により、目標と非倫理的行動を明記しているSchweitzer et al. (2002)、詐欺のモチベーション要因等を提唱しているDiltenbofer (1995)、そして倒産における組織心理学や文化について記述しているStein (2000)やToffler(2003)等が挙げられる。これらの研究は、上記の粉飾行為を説明できるが、筆者を含め、多くの人々はこのような立場に置かれたときに、自分は道徳心が強く、上記の経営者のような行動をとらないと信じたいであろう。しかし、企業倒産の際、FNBKの経営者のように400箱分の資料およびマイクロフィルムを庭に埋めたりするような行動はそれほど珍しいことではない。

粉飾および詐欺の奥底にあるのは、嘘をつくという心理であり、子どものときに嘘をついてはいけないとわかっていたにもかかわらず、親に怒られるのを恐れ、嘘をついた経験のある筆者は、この経営者たちを批判する立場になく、嘘をついた

3) FASB Interpretation No. 46: Consolidation of Variable Interest Entities—an interpretation of ARB No. 51

4) Sarbanes-Oxley Act of 2002によりこの考え方は変わりつつある。

図表-7 嘘・粉飾・詐欺のプロセス



ときの経験や上記の事件を踏まえ、粉飾および詐欺のプロセスは、図表-7のようになると考えている。しかし、そもそもなぜ人間に嘘をつくという心理的機能がついているのであろう。

人間のみならず多くの動物にとって嘘は自己防衛手段のひとつであり、生きていく上で必要なものである。Ford (1996, pp. xii, 28, 41 & 45) が説明しているように、嘘は人間の信念や空想といった「内部世界」と現実という「外部世界」を繋げるインターフェイスであり、このインターフェイスをコントロールしているのが自我 (ego) である。すなわち、このインターフェイスでは、内部世界の考えを他人に欺いて伝えるときに嘘をついており、外部世界の情報を欺いて取り込むときに自己欺瞞に陥っている。例えば、帽子が似合わないと思っているのに、相手に「この帽子はどう？」と訊かれた際「お似合いですよ」と答えることが前者の代表例であり、人間関係を円満にするために必要不可欠である。一方、失敗したときに自分に対して様々な言い訳をすることが後者の代表例であり、心の健康管理上において重要な役割を果たす。

渋谷・渋谷 (1996) および Ford (1996) は子どもの嘘の発生とその展開を考察し、人間の成長過程における嘘の必要性を記述している。また、数多くの研究により、子どもが嘘をつく最大の理由は、負の結末を避けるためであるとされている (Ford, 1996, p. 81)。実際、上記のFNBKの経営者が規制当局等に示した態度は、思春期に親の束縛から解放され、自立しようとする子どもによく見られる現象であり、当然、400箱分の資料を埋める行為も子どもが恐れるいわゆる負の結末を避けるためと同様であると考えられる。

すべての嘘には前提条件があり、何らかの社会的状況のもとで発生するため、これらの社会的要因は嘘の内容等に影響を及ぼす。しかし、人間が嘘をつく最大の理由は、他人に嘘をつくことにより自分を欺くことが容易となるからである。言い換えれば、人間は自己欺瞞のため、他人に対して嘘をつくと考えられる (Ford, 1996, pp. 19-20)。また、失敗した経営者の特徴を分析した Finkelstein (2003, p.219) が示しているように、失敗する経営者の多くは、企業を自らの延長と見なしている。したがって、経営者の粉飾および詐欺行為は、実際に投資家を騙すというよりも、むしろ、自分はすばらしい経営者であり、自分の経営戦略が成功しているといった自己欺瞞が最大の目的である。

嘘に対する絶対的な対応策は存在せず、多くの場合嘘を促している報酬体制、組織文化等の社会的要因を除外しない限り、軽減はできない⁵⁾。実際にこれらの事件への対応策として SFAS 140 (para. 17) において、以下のディスクロージャーが求められるようになった。

1. 残余持分を測定する会計方針 (市場価格、類似商品価格、価格付けモデル)
2. 残余持分の公正価値を測定する際に用いる仮定 (割引率、期限前償還率等)
3. 割引率および期限前償還率に伴う感応分析またはストレステストの結果、そのテストの目的、仮定、限度
4. 証券化対象資産およびその他に残余持分とともに管理する金融資産の元本、認識中止した部分と認識を継続している期末残高、

5) Jensen (2003) を参照。

不良債権、当期クレジットロス等

この情報を開示することにより残余持分市場の透明性が向上することに加え、会計監査人が公正価値の信頼性を確認するための比較材料も拡大するため、市場の発展に伴い、粉飾や詐欺が難しくなると考えられる。しかし、世界の会計基準設定主体は公正価値評価を求める財務構成要素アプローチへと移行する中で、市場価格が存在しない場合には、これらの倒産事件が示しているようにディスクロージャーを求めない限り、このアプローチの有効性が疑われる恐れがある。

むすび

国際社会において、金融機関の倒産、粉飾および詐欺は大きな問題であり、ここ数年、証券化市場において避けられない問題となってきた。本稿では、証券化の残余持分が原因となり、倒産した金融機関および証券化に対応するために開発された財務構成要素アプローチを検討した。財務構成要素アプローチの下では、残余持分を公正価値で評価する必要があるが、残余持分は期限償還リスク等に晒されており、価格が激しく変動するため、この勘定科目は粉飾者にとってのパラダイスと言っても過言ではない。したがって、倒産した金融機関の貸借対照表に楽観的な仮定のもとで算出された残余持分が大半を占めていたことは何ら不思議でない。また、これらの金融機関の倒産は、活発な市場が存在しない金融商品の公正価値評価に関する問題を顕在化している。

このような事件への対応策として、会計基準や会計監査人の責任強化が一般的であるが、これらの手法は必ずしも有効であるとは限らない。人間の自己防衛手段である嘘の心理学を踏まえ、これらの倒産事件に伴う粉飾や詐欺は、投資家等を騙すというより、むしろ自分はずばらしい経営者であり、自分の経営戦略が成功しているといった自己欺瞞が最大の目的である。嘘に対する絶対的な対応策は存在しないが、ディスクロージャーを求めることにより、残余持分市場の透明性が向上し、会計監査人が公正価値の信頼性を確認するための比較材料も拡大し、将来的に残余持分を粉飾する誘惑を大幅に軽減できると考えられる。

参考文献

- 青木浩子. 2003. 『新バーゼル合意と資産証券化』
東京：有斐閣.
- Davidson, A., Sanders, A., Wolff, L. & Ching, A.
(2003). *Securitization: structuring and investment analysis*. New Jersey: John Wiley & Sons, Inc.
- Dittenhofer, M.A. (1995). The behavioural aspects of fraud and embezzlement. *Public Money and Management*, (Jan.-Mar.), 9-14.
- Finkelstein, S. (2003). *Why smart executives fail and what you can learn from their mistakes*. New York: Penguin Group.
- Ford, C.V. (1996). *Lies! Lies! Lies!: The psychology of deceit*. Washington: American Psychiatric Press, Inc.
- Engen, J.R. (2001). The collapse of Keystone. *Bank Director Magazine*, 2nd quarter. http://www.bankdirector.com/issues/articles.pl?article_id=10077 (2004, Jul. 7).
- Jameson, R. (2002, Jun.). *First National Bank of Keystone*. ERisk: <http://www.erisk.com/Learning/CaseStudies/KeystoneCaseStudy.pdf> (2004, May 12).
- Jensen, M. (2003). Paying people to lie: the truth about the budgeting process. *European Financial Management*, 9(3), 379-406.
- JWG. (2000). *Accounting for financial instruments and similar items*. London: International Accounting Standards Committee.
- 井端和男. 2002. 『粉飾決算を見抜くコツ』
東京：セルバ出版.
- Kranacher, M. & Stein, L. (2004). Enhancing fraud detection through education. *CPA Journal*, (Nov.) 66-67.
- 宮田慶一. 2004. 「オフバランス化とリスク・経済価値の認識」『企業会計』第56巻第8号, 18-26頁.
- 茂木哲也. 2004. 「金融資産の証券化」『企業会計』第56巻第8号, 27-32頁.
- Office of Inspector General. (2000(a), Jun. 7). *Material loss review - The failure of Pacific Thrift and Loan Company Woodland Hills, California (Audit Report No. 00 -022)*. <http://>

- www.fdicigo.gov/reports00/00-022.pdf (2004, Jul. 7).
- Office of Inspector General. (2000(b), Mar. 10). *Material loss review of the First National Bank of Keystone (OIG-00-067)*. United States Department of Treasury. <http://www.ustreas.gov/offices/inspector-general/audit-reports/2000/oig00067.pdf> (2004, Jul. 7).
- Office of Inspector General. (2002, Feb. 6). *Material loss review of Superior Bank, FSB (OIG-02-040)*. <http://www.ustreas.gov/offices/inspector-general/audit-reports/2002/oig02040.pdf> (2004, Jul. 7).
- Povel, P., Singh, R. & Winton, A. (2004). *Booms, busts and fraud*. University of Minnesota.
- Schwarcz, S. (2002, Jul.). Enron, and the use and abuse of special purpose entities in corporate structures. *Duke Law School Public Law and Legal Theory Paper Series*, Research Paper No. 28.
- Schweitzer, M.E., Ordoñez, L. & Douma, B. (2002). The dark side of goal setting: The role of goals in motivating unethical decision making. *Academy of Management Proceedings*, pp. B1-B6.
- Stein, M. (2000). The risk taker as shadow: A psychoanalytic view of the collapse of Barings Bank. *Journal of Management Studies*, 37(8).
- 渋谷園枝・渋谷昌三. 1996. 「嘘の発生とその展開」『山梨医科大学紀要』第13巻, 041-048.
- Testimony of Donna Tanoue, Chairman, Federal Deposit Insurance Corporation, on Recent Bank Failures and Regulatory Initiatives, Before the Committee on Banking and Financial Services, U.S. House of Representatives* (2000, Feb. 8). <http://www.fdic.gov/news/news/speeches/archives/2000/sp08Feb00.html> (2004, Sept. 1).
- Toffler, B.L. (2003). *Final accounting: Ambition, greed, and the fall of Arthur Anderson*. New York: Broadway Books.
- US Department of Justice. (2001). *Fraud Section: Activities report for the fiscal years 2000 & 2001*. <http://www.usdoj.gov/criminal/fraud/actrpt02.pdf> (2004, July 7).

(2005年1月11日受付)